

令和7年度工場等立入調査の結果等について

滋賀県南部環境事務所

1

目 次



1. 令和7年度の工場等立入調査について
2. 環境汚染事故の事例紹介
3. 最近の法令等改正

2

目 次



1. 令和7年度の工場等立入調査について
2. 環境汚染事故の事例紹介
3. 最近の法令等改正



3

(1) 工場等立入調査の概要

○目的

工場・事業場の法令遵守状況の確認や自主的な環境リスク等の管理の促進
およびCO₂ネットゼロへの取組みの促進

○主な対象法令

- ① 水質汚濁防止法
- ② 滋賀県公害防止条例
- ③ 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
- ④ 大気汚染防止法
- ⑤ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑥ 土壤汚染対策法
- ⑦ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
- ⑧ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、PRTR法）
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）
- ⑩ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB特別措置法）
- ⑪ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者法）
- ⑫ 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
- ⑬ 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法《市所管》

【調査の流れ】

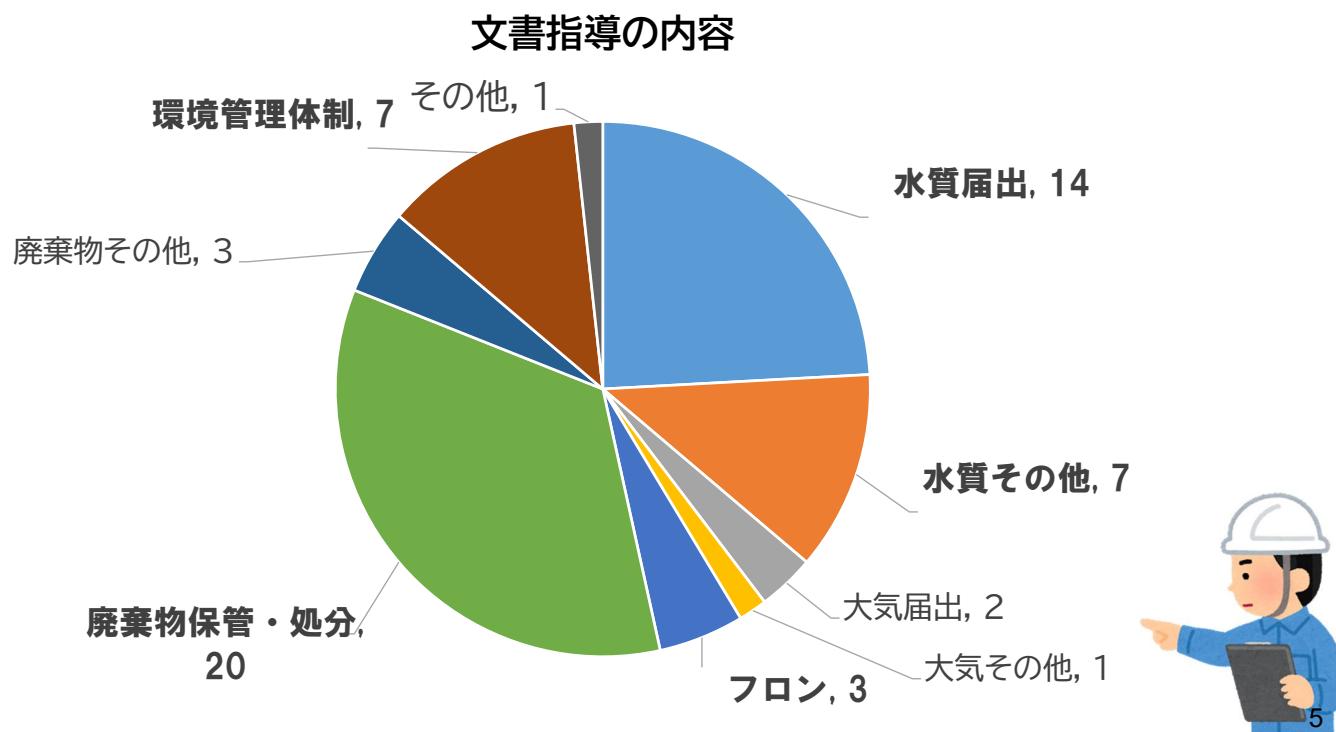
- ①調査実施の通知
+調査票の送付
- ②調査票の回答
- ③立入調査
- ④結果通知
- ⑤指導事項への改善報告

4

(2)指導・助言

17工場等に対して
文書指導58件、口頭指導・助言40件

(R7.12月末時点)



(2)-① 指導事項(水質届出)

水質関係を中心に、施設の設置や構造等変更の届出もが
確認されました。

例えば水質の特定施設の届出もれは、

- ・施設の更新(設置届、廃止届)
- ・使用薬品、排水経路の変更(構造等変更届)
- ・代表者名の変更(氏名等変更届)



などが挙げられます。

(2)－① 指導事項(水質届出)

◇水質に係る届出

工場または事業場から公共用海域に水を排出する者は、特定施設を設置、変更等するとき、都道府県知事(環境事務所)に次の届出が必要です。

※**排出水が雨水のみの場合も届出は必要**

届出の種類	契機	時期
設置(第5条)	施設を設置しようとするとき(施設の更新含む)	工事着手予定日の60日前まで
構造等変更(第7条)	施設の構造等を変更しようとするとき(設置場所の変更、使用原材料・使用薬品の変更、排水量の変更など)	
廃止(第10条)	施設を廃止したとき	廃止後30日以内
氏名等変更(第10条)	代表者氏名、届出者名称・住所、事業場名称・住所を変更したとき	変更後30日以内
承継(第11条)	施設を承継したとき	承継後30日以内
使用(第6条)	法令の改正により新たに規定された施設を既に設置しているとき	施設となってから30日以内

【注目！】有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、公共用海域への水の排出がない場合であっても届出が必要！！(水濁法第5条第3項)

7

(2)－② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

有害物質使用特定施設の設置者は、

- 構造基準の遵守
- 管理要領の作成
- 定期点検の実施、点検結果の記録および保存

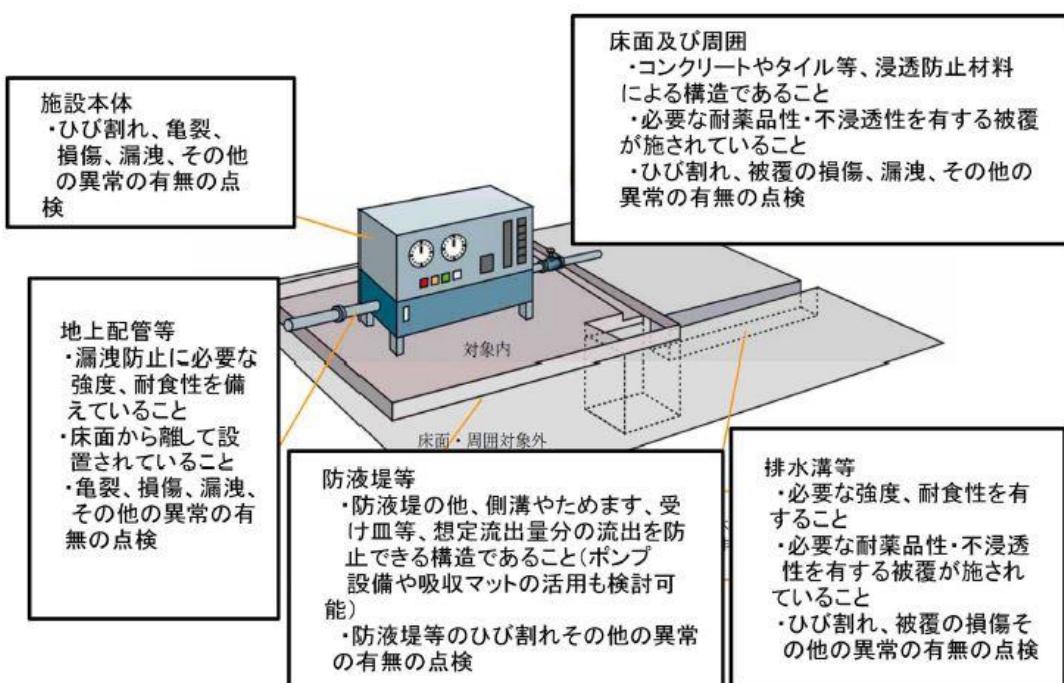
等が必要です。

管理要領が定められていない、定期点検が実施されていない、
等が確認されました。

8

(2)-② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

◇ 有害物質使用特定施設等の構造等基準および定期点検



環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1.1版)」

HPよりダウンロード可能

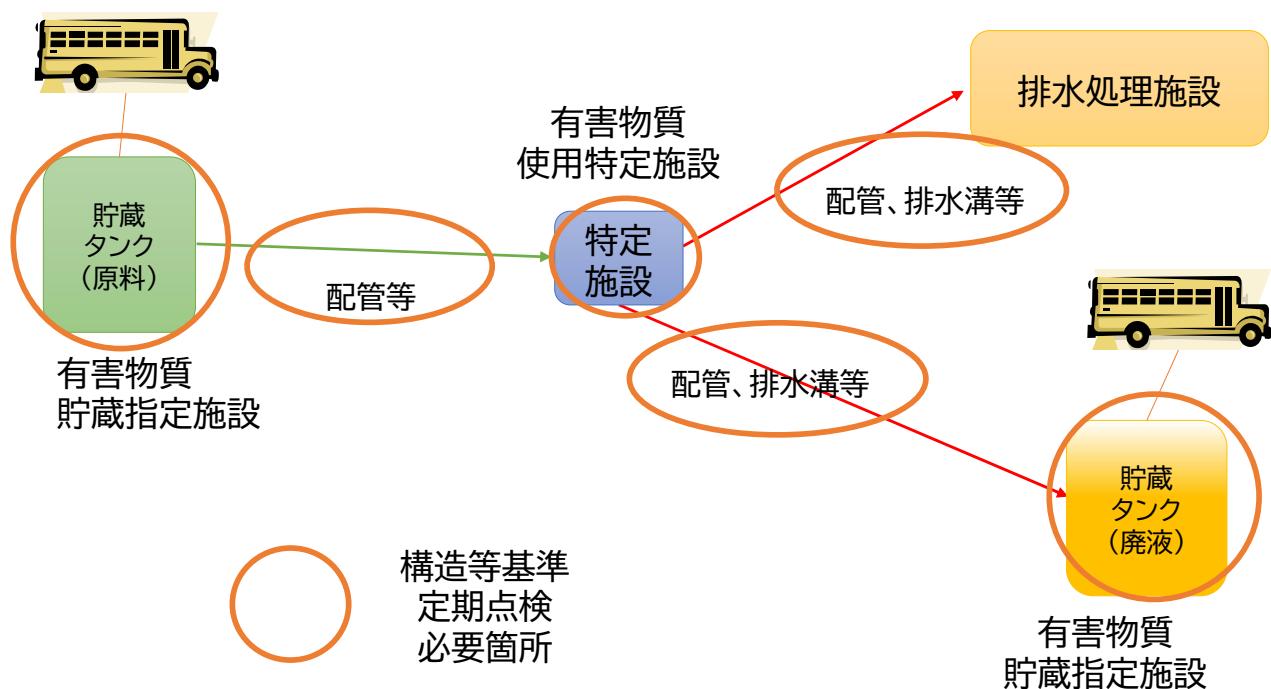
(<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual/main.pdf>)

9

(2)-② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

◇ 構造基準、定期点検の適用を受ける範囲例

付帯する設備のうち、**有害物質**を含む(=公定法で検出される)液体が流れる範囲は点検が必要です！



10

(2)－② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

◇ 使用の方法・管理要領

● **使用の方法**(水濁法施行規則第8条の7)

①～③のすべて満たすこと

①有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

②有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

● 上に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた**管理要領**が明確に定められていること。

11

(2)－② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

◇ 定期点検の実施・結果の記録

● **定期点検の実施**

床面、配管等の損傷等の有無、有害物質を含む水の飛散や流出、地下浸透の有無、および管理要領からの逸脱の有無を確認。→異常等確認時は直ちに補修等を講ずる。
(水濁法施行規則第9条の2の2、9条の2の3)

● **点検記録事項 → 記録を3年間保存**

①点検を行った有害物質使用特定施設等

②点検年月日

③点検の方法および結果

④点検を実施した者および点検実施責任者の氏名

⑤点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた時の当該措置の内容

12

(2)-② 指導事項(水質その他)有害物質使用特定施設関係

◇有害物質使用履歴の管理



工場・事業場における**有害物質**の**使用履歴**(**使用場所**や**期間**等)に関する情報の**把握**、**整理**、**引き継ぎ**が大切です。

せっかく点検して問題なくとも、3年(法定の保存期間)後に廃棄すると、汚染のおそれ「無」と扱うことができなくなります…

将来、土壌汚染対策法等に基づく**土壌汚染状況調査**を実施することになった場合、調査対象物質や調査地点の絞り込みに有用な情報となります。

特に**平成24年6月1日**以降に**設置**された**有害物質使用特定施設**等について、

- ・**適切に点検**し、
- ・**有害物質を含む水の漏えい等がないこと**

が確認された場合は、その施設の本体や付帯設備(配管など)に起因する汚染のおそれは「無」となります。

13

(2)-③ 指導事項(フロン)

第一種特定製品(業務用空調機器および冷凍冷蔵機器)の管理者は、

- 簡易点検**および**定期点検**の実施
- 点検結果の記録**および**保存**(機器廃棄後3年間)

等が必要です。

簡易点検の未実施が確認されました。



簡易点検・定期点検の点検頻度

	～7.5kW	7.5kW～50kW	50kW～
空調機器	簡易点検(3月に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(3年に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)
冷凍冷蔵機器	簡易点検(3月に1回以上)		簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)

14

(2)–③ 指導事項(フロン)

◇ 使用中の第一種特定製品に関する管理者の責務

平常時

- ① 適切な場所への設置等
・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全

- ② 機器の点検
・すべての機器：簡易点検の実施（3ヶ月に1回） 温度、外観、音 など
・一定規模以上の機器：専門知識を有する者による定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力	頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

発漏
見え
時

- ③ 漏えい防止措置
・冷媒漏えいが確認された場合、速やかに点検、漏えい箇所の特定・修理
・修理を行うまではフロン類の充填は原則禁止

- ④ 点検等の履歴の保存

- ・適切な管理のため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存
※点検・整備記録簿は、機器の廃棄後3年間保存する必要があります
・機器整備時、整備業者等への記録の開示

その他：算定漏えい量の報告

- ・1年間でフロン類をCO₂換算で1,000t以上漏えいした場合の国への報告

15

(2)–③ 指導事項(フロン)

◇ 第一種特定製品の見落とし(気づかない)

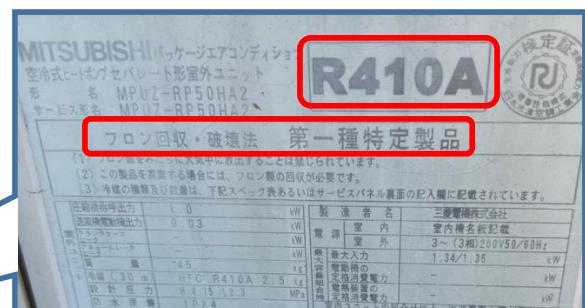
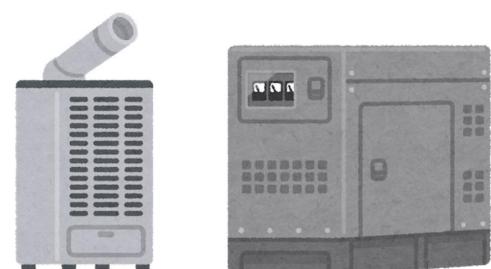
○スポットクーラー

○コンプレッサー

（冷凍式エアドライヤー付き）

○超音波洗浄装置

（洗浄水の冷却装置付き）



◇ 第一種特定製品の見分け方

- ・機器（室外機やコンプレッサー本体など）の銘板、シールを確認
・わからなければメーカーに問い合わせをしてください。

16

(2)-③ 指導事項(フロン)

◇ 簡易点検記録簿の例

法施行日以降に設置した機器の点検の起算日になります。

第一種特定製品の管理者の氏名又は名称	○○株式会社 滋賀工場	法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名	設備課 近江太郎	備考	異常時の点検依頼先は、△△会社077-123-4568
				設置年月日	平成22年10月
第一種特定製品の所在	第一製造棟 3F	型式番号等	DA-E100RTS (1-3F-3号機)	機器の種類	エアコンディショナー 冷蔵機器／冷凍機器
				圧縮機を駆動する電動機の定格出力	20.0 kW
冷媒として充填されているフロン類の種類	R-22	CFC・HCFC・HFC	充填されているフロン類の量(初期充填量)	定期	法定上 3年に1回以上 1年に1回以上
					簡易 すべての機器で、3カ月に1回以上

点検実施年月日	点検を行った者の氏名	検査を行う事項				(冷蔵・冷凍機器の場合) 冷蔵又は冷凍等の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度	フロンの漏えい又は故障等の有無 (有の場合はその概要)	点検の結果		備考
		異常音	外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化	油漏れ	熱交換器への霜の付着			定期	法定上 3年に1回以上 1年に1回以上	
H27.5.15	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し			定期点検は簡易点検を兼ねることができます。
H27.8.13	業者	有・無	有・無	有・無	有・無	6 °C	無し	定期点検により実施	※記録は別途あり	
H27.11.12	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	8 °C	無し			
H28.1.12	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	15 °C	油のわざかなにじみ、設定温度どおりに下がっていない	専門点検を実施(H28. 1. 14)	※別途記録あり	
H28.2.10	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し	適正温度で異常なし		
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C			専門点検、修理(充填証明書・回収証明書を含む)の記録について別紙で保管する様式となっています。	
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C				

※「定期点検」、故障等に伴う「専門点検」、修理および整備時の「フロンの充填・回収等の記録」については、別途記録簿を作成し、保存すること。

(2)-④ 指導事項(廃棄物保管・処分)

事業者は、

- 産業廃棄物保管基準の遵守
- 産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準の遵守、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

等が必要です。

産業廃棄物保管場所に掲示板が設置されていない、引火性廃油を高温にさらされる場所に保管している、マニフェスト交付状況を報告していない

等が確認されました。

(2)－④ 指導事項(廃棄物保管・処分)

◇産業廃棄物の保管基準

- 周囲に囲いを設置すること。
- 見やすい箇所に掲示板を設置すること。

①掲示板の大きさは、縦60cm以上×横60cm以上

②産業廃棄物の保管場所である旨の表示

②保管する産業廃棄物の種類(水銀使用製品
産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)の表示

③保管場所の管理者の氏名(名称)と連絡先

④屋外保管で容器を用いない場合は、最大積み上げ高さ

●産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、
悪臭発散が生じない措置を講ずること。

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	
数量	
管理者	氏名(名称)
	連絡先
最大保管高さ	

1辺60cm以上

19

(2)－④ 指導事項(廃棄物保管・処分)

◇特別管理産業廃棄物

種類	性状および具体例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70°C未満のもの)
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物	医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射針など
特定有害産業廃棄物	

- ・特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者(資格有り)を設置すること。
- ・特管廃油を保管する場合は、高温にさらされないこと(直射日光は避けること)。

20

(2)－④ 指導事項(廃棄物保管・処分)

- ◇産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- 事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、マニフェストの交付が必要です。
- マニフェストを交付した事業者は、産業廃棄物の種類、排出量、マニフェスト交付枚数、委託先などを**毎年度、県への報告**が必要です。
(報告の概要)
 - ・ 報告は**年1回**
(前年度に紙で交付したマニフェストについて当年**6月30日まで**に報告)
※電子マニフェスト交付分は報告不要です。
 - ・ 提出先:滋賀県琵琶湖環境部**循環社会推進課**
 - ・ 方法:紙またはしがネット受付サービス(ファイル添付)
※紙提出の場合、押印は不要です。

21

(2)－⑤ 指導事項(環境管理体制)・助言

事故の未然防止や発生時の被害拡大防止に向けて、以下のような指導・助言を行っています。

- **緊急時連絡網**に県環境事務所、市環境担当課の連絡先を記載
- **緊急対応用の機器や資材**の定期的な確認、周知
- **排水経路、油水分離槽**の定期的な確認・清掃
- 燃料や溶剤等の受入時のホース脱落による漏えい対策の検討
- 屋外防液堤等の**雨水排出弁**の管理(基本は常時“閉”)
- 想定される事故に対応した訓練の実施(**浸水リスク**も考慮)
- 場外流出時の**流出経路の把握**

22

目 次



1. 令和7年度の工場等立入調査について
2. 環境汚染事故の事例紹介
3. 最近の法令等改正



23

環境汚染事故の事例①

【概要】

長期休暇期間中に工場に設置されているチラー設備の不凍液タンクから誤って不凍液(メタノール含有)を排出し、全量が河川に流出。
流出量:最大4,000L

<経過・原因>

- 事業者は、長期休暇中にチラー設備の冷水タンクの洗浄を外注。外注業者が洗浄対象外の不凍液タンクも洗浄対象と誤認し、不凍液(メタノール含有)4,000Lを排水し、翌日にタンクを洗浄した。
- 事業者・外注業者ともに、流出に気づかず、河川にすべての不凍液が流出した。
- 洗浄作業10日後、事業者が不凍液の流出を認識し、県・市へ報告した。
- 原因:事業者と外注業者との間で、洗浄対象の確認不足

長期休暇中の作業であったため、事業者が事案の認識に時間を要した

環境汚染事故の事例②

【概要】

洗浄廃水が廃水処理施設に送られる配管において、継ぎ手部分が脱落し、洗浄廃水(白濁水)が雨水側溝を伝って、公共用渓域へ流出。
流出量:47,900L

＜経過・原因＞

- 洗浄廃水が廃水処理施設に送られる配管において、継ぎ手部分が脱落し、洗浄廃水が雨水側溝を伝って、公共用渓域へ流出した。
- 事故発生後、漏水発生配管の使用停止、雨水側溝に土のうの設置、雨水側溝等において高圧洗浄およびバキューム車による流出物の回収を実施した。
- 事故当日、事業者は洗浄廃水の性状(有害物質の含有の有無等)を把握できず、また流出量を見込むことができなかった。
- 流出量は47.9t。バキューム車による回収量は24t、回収物は産廃として処理。
- 原因:ポンプ起動時の水流による衝撃により配管支持具が破損し、配管継ぎ手部分が脱落

回収量=産廃処理量(処理費用がかかる)

25

環境汚染事故の未然防止と被害拡大防止について

(通常時)

(1)自分の工場の事をよく知る

原材料等の保管や取扱状況、作業工程、設備の稼働状況、排水の種類・量・経路、周囲の状況など

(2)環境リスクの洗い出しを行う

事故時(異常気象含む)に排出され得る環境汚染物質の種類・量・地点、利害関係者などの把握

(3)事故の発生を予防する

設備の日常点検・修理・改良、作業マニュアル作成、整理整頓・清掃(排水経路含む)の実施

(4)事故に備える

連絡体制(社内、行政機関、専門業者など)の整備、対応手順書の作成、対応資器材の準備、訓練(通報訓練、実技訓練)の実施

事故発生

(事故発生時)

(5)(4)の被害拡大防止対策を実施する

(事故収束後)

(6)再発防止対策(ハード、ソフト両面)の検討・対応

※同時並行で進める必要あり!!

社内の連絡

行政機関への通報

周辺住民・関係者等への情報提供

発生原因の調査・対応

被害拡大防止措置!

事故発生時の時系列のイメージ

26

目 次



- 令和7年度の工場等立入調査について
- 環境汚染事故等の事例紹介
- 最近の法令等改正



27

排水基準項目、基準値の改正

項目	適用予定日	現法の排水基準 (一律)	法改正後の排水 基準(一律)	滋賀県の基準 (上乗せ)
六価クロム	令和6年4月1日	0.5 mg/L	0.2 mg/L	0.05 mg/L
大腸菌群数 →大腸菌数	令和7年4月1日	3000 個/cm ³	800 CFU/mL	法と同じ

<補足>六価クロムについて

- ・水質汚濁防止法の排水基準が改正(強化)されますが、滋賀県では従来から法より厳しい上乗せ基準を設定しているため、実質的な変更はない。
- ・滋賀県公害防止条例の地下水浄化基準は、法に合わせて改正。

$$0.05\text{mg/L} \Rightarrow 0.02\text{mg/L}$$

- ・同条例の地下浸透水基準は、法の基準を引用(自動的に変更)
$$0.04\text{mg/L} \Rightarrow 0.01\text{mg/L}$$

- ・有害物質使用特定施設に係る配管に流れる有害物質の濃度が地下浸透水基準以下であることにより構造等基準の適用外と扱われている付帯設備について、改正後は構造等基準が適用される可能性があるため、要注意。